

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る27年度の契約締結は、当該業務に係る平成27年度当初予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成26年11月6日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の策定に係る支援業務委託

(2) 業務内容

現在の世田谷区の公共施設は、総量を維持することが財政的に困難になってきており、総量抑制を図ることが必要になっています。そのため、区は平成25年度に「公共施設白書」、平成26年度には新たな「公共施設整備方針」を策定し、公共施設の計画的かつ総合的なマネジメントに着手したところです。

また、国土交通省は、道路、建物といったインフラを計画的に維持更新するための基本方針「インフラ長寿命化基本計画」を示し、これに基づく行動計画「公共施設等総合管理計画」(総務省)の策定を、市区町村に求めています。

世田谷区は、本計画を速やかに策定し、区の保有する公共施設等(施設、橋梁、道路、公園等)を計画的に維持更新すると共に、施設総量の適正化の推進に着手しました。

さらにこの中で、区民会館、区民センター、地区会館等の区民集会施設について、位置づけや区分、管理方法などの見直しを行うとともに、機能の再編を進めます。

については、「公共施設等総合管理計画」の策定および関連する施設マネジメントの支援業務を行う事業者を募集します。

(3) 履行期間

平成27年1月13日から平成28年3月31日まで

2. 参加資格

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の策定に係る支援業務に意欲と遂行能力を有する事業者であって、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査」の共

同運営格付がAのもの。

- (3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

3. 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 参加資格
 - 参加資格は満たしているか
- (2) 申込時における注意事項等の遵守
 - 応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか
- (3) 応募理由等
 - 受託にあたって、応募理由、強み、熱意、取組意欲が明確であるか
- (4) 取り組み方針
 - 業務執行へのコンセプトや取組方針は、本区の意向に沿っているか、優れた特色や独自性を持っているか
- (5) これまでの実績
 - 本業務に活かせる実績が充分あるか
- (6) 実施体制（スタッフ体制）
 - (ア) 実施するにあたって十分な実施体制がとれているか（役割、人数、区との連絡体制等）
 - (イ) 実施体制に優れた点があるか（配置人材、職種、専門性、経験等）
- (7) 企画書の内容
 - (ア) 本区の課題や業務の目的が正しく理解され、適切な助言や提案が期待できるか
 - (イ) 公共施設等総合管理計画のイメージが明確であり、策定手法が優れているか
 - (ウ) 個別計画(建物)のイメージが明確であり、策定手法が優れているか
 - (エ) 区民集会施設の再編に向けた再編案や再編のための手法が優れているか
- (8) プレゼンテーション全般
 - プレゼンテーションの内容に説得力があり、無理がないか
- (9) 見積り金額
 - 見積り金額は実施内容に応じたものか（内訳金額は妥当か）

4. 提案書の審査方法

提案書提出者からプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、事業者を決定する。

ただし、応募事業者が6社以上の場合は、提案書について、受託者選定に

係る審査基準を基に、選定委員会の審査(プレゼンテーション、ヒアリング)に進む事業者を事前に選定します。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区政策経営部政策企画課
(世田谷区役所第1庁舎3階 30番窓口)
電話：03-5432-2033 ファクシミリ：03-5432-3047

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：平成26年11月6日(木)～11月18日(火)
場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可)及び、上記(1)の担当部課窓口で配付

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成26年11月18日(火)(正午まで必着)
場所：上記(1)の担当部課窓口
方法：持参、郵送又はファクシミリ送信

(4) 応募申込書・提案書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成26年12月15日(月)(正午まで必着)
場所：上記(1)の担当部課窓口
方法：持参に限る。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)の担当部課に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は募集要項による。